

い　じ　め　防　止　基　本　方　針

豊　岡　市　立　三　方　小　学　校

令和7年4月4日

目 次

- 1 いじめの防止等に関する基本的な考え方
 - (1) いじめの定義
 - (2) いじめ問題についての基本的な認識
- 2 校内組織体制
- 3 いじめの未然防止（いじめを生まない土壌づくり）
 - (1) 基本的な考え方
 - (2) 研修の充実
 - (3) 児童生徒の主体的な活動の推進（自己有用感や自己肯定感の育成）
 - (4) 家庭や地域、関係機関との連携
- 4 いじめの早期発見（子どもの変化を敏感に察知）
 - (1) 基本的な考え方
 - (2) いじめの早期発見のための措置
 - (3) 家庭・地域との連携
- 5 いじめへの早期対応（迅速かつ組織的に対応）
 - (1) 基本的な考え方
 - (2) いじめの発見・通報を受けたときの対応
 - (3) いじめられた児童及びその保護者への支援
 - (4) いじめた児童への指導及びその保護者への助言
 - (5) いじめが起きた集団への働きかけ
 - (6) ネット上のいじめへの対応
 - (7) 関係機関との連携
 - (8) いじめの解消について
- 6 重大事態への対応
 - (1) 重大事態とは
 - (2) 重大事態への対応
- 7 年間指導計画

1 いじめの防止等に関する基本的な考え方

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

【いじめ防止対策推進法 第2条】

○個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。

○いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行う。 【参考】いじめ防止のための基本的な方針（文部科学大臣決定）

(2) いじめ問題についての基本的な認識

- ①どの子どもにもどの学校でも起こり得る
- ②人権侵害であり、人として決して許されない
- ③大人には気づきにくいところで行われ、発見しにくい
- ④児童生徒は入れ替わり加害も被害も経験
- ⑤暴力を伴わなくても、生命、身体に重大な危険
- ⑥態様により、暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触
- ⑦加害・被害の二者関係だけでなく、いじめを助長する観衆、いじめに暗黙の了解を与えてしまう傍観者も存在し、この「傍観者から仲裁者への転換」を促すことが重要

2 校内組織体制

・いじめ対応チーム

いじめ問題への組織的な取組を推進するため、いじめ問題に特化した機動的な「いじめ対応チーム」を設置し、そのチームを中心として、教職員全員で共通理解を図り、学校全体で総合的ないじめ対策を行う。

【構成員】

校長、教頭、生活指導担当（低・高）、当該担任、養護教諭、
特別支援教育コーディネーター （必要に応じて、スクールカウンセラー等）



校内組織

生活指導委員会
教育支援委員会
学年部会



保護者・地域・関係機関との連携

P T A 学校評議員会 民生児童委員
豊岡警察署 豊岡市こども支援センター
こども園・中学校 三方小校区青少年育成町民会議 等

※いじめ対応チームの会議は、原則として学期に1回行う。

※いじめ問題が発生したときは、校長が即座に「いじめ対応チーム」を招集する。

※ネットを利用したいじめへの対応も行う。

※保護者・地域・関係機関との連携を密にする。

3 いじめの未然防止（いじめを生まない土壌づくり）

（１）基本的な考え方

いじめ問題においては、未然防止に取り組むことが重要である。「いじめを生まない土壌づくり」に取り組むため、教職員間で相談・協力できる風通しの良い職場環境を整え、全教職員の協力体制の下で児童生徒に向き合う時間を確保し、年間を見通して予防的、開発的な取組を計画・実施する。

（２）研修の充実

・いじめについての共通理解

「いじめは、どの学級にも、どの学校にも起こり得る」という危機感を全教職員が持ち、未然防止、早期発見、早期対応の具体的な手立てについて、研修を行い共通理解を図る。

・保護者、教職員向け情報モラル研修会の実施

本校児童の情報機器の保持率の実態やそれらに潜む危険性を知らせる場として、学級懇談会等を利用し、保護者への啓発の場とする。また、PTAとの連携も図りながら定期的に啓発活動の場を設定する。

・児童への情報モラルの指導の実施

学級指導等を通して情報モラルの指導を行う。

（３）児童生徒の主体的な活動の推進（自己有用感や自己肯定感の育成）

・体験活動の充実

校区内探検、校区内遠足、三方小唄など、地域の豊かな自然や様々な体験活動を通して児童自らがあらゆる生命や人々に関わることの喜びや大切さに気づくようにする。

・異年齢集団での交流

上級生が下級生をいたわり、下級生が上級生に憧れるといった、お互いが認め合い助け合う活動を児童の主体的な活動として計画的に実施する。（1年生を迎える会、フレンドリーグループ遊び、6年生を送る会、全校遠足、児童集会等）

（４）家庭や地域、関係機関との連携

・オープンスクール等の機会に、地域人材や地域教材等を生かした体験活動を実施する。

・豊岡市こども支援センターをはじめ、スクールカウンセラー、こども園、中学校等と連携して児童理解に努め、教育活動を推進する。

4 いじめの早期発見（子どもの変化を敏感に察知）

（１）基本的な考え方

いじめは、教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、全ての教職員が児童の様子を見守り日常的な観察を丁寧に行う。おかしいと感じた児童がいる場合には、迅速に対応する。また、「子どもを語る会」（毎月実施）等を利用して、全職員で共有する。

（２）いじめの早期発見のための措置

- ・ 定期的ないじめに関するアンケートを実施し、その結果をもとに児童と担任が個別面談を行い、そこで気づいたことを全職員で共有する。
- ・ 日常の観察や日記などを活用し子どもの心の変化をいち早くつかむ。
- ・ アセスメントテストの実施と活用。

（３）家庭・地域との連携

- ・ オープンスクールや参観日、学級懇談会等で児童の様子を参観してもらい「子どもの姿」を共有する中で、多くの大人の目で見守り、協力して指導にあたる。

5 いじめへの早期対応（迅速かつ組織的に対応）

（１）基本的な考え方

いじめが発生した場合は、校長が「いじめ対応チーム」を招集し全職員で迅速かつ組織的に対応する。いじめられている子どもの苦痛を取り除くことを最優先に考えた指導を行う。

（２）いじめの発見・通報を受けたときの対応

- ・ いじめを認知した教職員は、その時に、その場で、いじめを止めるとともに、いじめにかかわる関係者に適切な指導を行う。あわせて、ただちに学級担任、生活指導担当に連絡し、管理職に報告する。
- ・ いじめの通報を受けた時も、その内容を記録し、ただちに学級担任、生活指導担当に連絡し、管理職に報告する。そして、学級担任（場合によっては、生活指導担当）が当事者双方、周りの児童から聞き取り、正確な実態把握をする。聞き取った内容は記録する。

（３）いじめられた児童及びその保護者への支援

- ・ いじめられた児童への支援

まず、つらい気持ちを受け入れ、共感し、「最後まで守り抜くこと」「秘密を守ること」を伝える。そして、必ず解決できる希望が持てることを伝えたり、自信を持たせる言葉かけをしたりして、自尊感情を高めるよう配慮する。

- ・ いじめられた児童の保護者への支援

発見したその日のうちに、家庭訪問等で保護者に面談し事実関係を伝える。そして、学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議する。その際、保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止めるようにする。家庭でも子どもの変化に注意してもらい、継続して、家庭と連携をとりながら、解決に向かって取り組んでいくことを伝える。

（４）いじめた児童への指導及びその保護者への助言

・いじめた児童への指導

いじめた気持ちや状況などについて十分に聞き、子どもの背景にも目を向ける。心理的な孤立感・疎外感を与えないようにするなど一定の教育的配慮のもと、毅然とした態度と粘り強い指導を行い、いじめが人として決して許されない行為であることやいじめられている側の気持ちを認識させるようにする。

・いじめた児童の保護者への助言

正確な事実関係を説明し、いじめられた子どもや保護者のつらく悲しい気持ちを伝え、よりよい解決を図ろうとする思いを伝える。そして、「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。また、子どもの変容を図るため、今後のかかわり方などを一緒に考える。

（５）いじめが起きた集団への働きかけ

「いじめは決して許さない」という毅然とした姿勢を示し、学級、学校全体の問題として考え、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す。そして、いじめをはやし立てたり、見て見ぬふりをしたりする行為も、いじめを肯定していることだと理解させる。また、日頃から、「観衆、傍観者、仲裁者」以外の立場（通報者、シェルター、スイッチャー等）があることやその役割の大切さについても指導しておく。

（６）ネット上のいじめへの対応

書き込みや画像の削除については、被害の拡大を防ぐため、専門機関等に相談し、迅速な対応を図るとともに、人権侵害や犯罪、法律違反など、事案によっては、警察等の専門的な機関と連携して対応していく。

なお、児童へは、

- ・誹謗中傷を書き込むことは、「いじめ」であり、決して許される行為ではないこと
 - ・匿名で書き込みができるが、書き込みを行った個人は必ず特定されること
 - ・書き込みが悪質な場合は、犯罪となり、警察に検挙されること
- など情報モラルに関する指導を徹底する。

（７）関係機関との連携

- ・いじめが犯罪行為に当たる場合の関係機関との連携

速やかに豊岡南警察署、豊岡市教育委員会等に連絡し、対応を図る。

(8) いじめの解消について

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

- ①いじめに係る行為が止んでいること（少なくとも3か月を目安とする）
- ②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと（面談等により確認）

6 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

- ①児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
児童生徒が自殺を企画した場合、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合等いじめを受ける児童生徒の状況で判断する。
- ②児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき
「相当の期間」とは、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、迅速に調査に着手する。

(2) 重大事態への対応

校長が重大事態と判断した場合は、直ちに豊岡市教育委員会に報告するとともに、学校が主体となって「いじめ対応チーム」を中心に組織的に調査し、事態の解決にあたる。

なお、事案によっては、豊岡市教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力し、事態の解決に向けて対応する。

7 年間指導計画

	職員会議・研修等	未然防止に向けた取組	早期発見・早期対応
通年	職員会議・職員研修会（毎月） 生活指導委員会（毎月）	学級学年づくり・人間関係づくり 児童集会・児童会活動（毎月） 異年齢集団活動 あいさつ運動	子どものことを語る会（毎月） いじめアンケート（毎月） 学校・学級だより ホームページ
4月	年間指導計画作成、学級経営方針 いじめ対応チーム会議 いじめ対応マニュアル研修	子どもの実態の共有と共通理解 学級経営交流会、PTA総会 三方小唄（4年）	OS授業公開（参観日等） 学年・学級懇談会
5月	教育支援委員会	教育相談、小中連絡会、校区探検、 1年生を迎える会	子どもの心を理解する強化月間 中1授業参観
6月	アセス交流会、教育支援委員会	小中合同研修、学校評議員会 人権教育（標語、作文、絵画等）	アセスの実施と活用

7月	児童理解研修会 情報モラル研修会（講演会）	学習相談、民生児童委員さんと懇談会、情報モラル授業	地区別懇談会（各地区） 保護者懇談会
8月	カウンセリング研修会、職員研修、教育支援委員会、授業づくり学級づくり研修会	夏休みラジオ体操への参加 夏休み地区水泳への対応	家庭訪問・教育相談
9月	いじめ対応チーム会議	教育相談、三方小唄（全校生）	子どもの心を理解する強化月間
10月	授業づくり学級づくり研修会	全校遠足、地域のお年寄りの方に学ぶ体験活動	OS授業公開（参観日等）
11月	アセス交流会、教育支援委員会 校内研究会（研究授業公開等）	中学校体験入学、小中合同研修 学校評議員会	アセスの実施と活用
12月	児童理解研修会	学習相談	保護者懇談会
1月	教育支援委員会	中学校体験入学、小中合同研修 小中ネットワーク会議、入学説明会 三方小唄（3年）	SC参観（アセスメント等）
2月	児童理解研修会	教育相談、小中連絡会、ありがとうの会	子どもの心を理解する強化月間 OS授業公開（参観日等）
3月	いじめ対応チーム会議 教育支援委員会	学習相談、児童引き継ぎ会 6年生を送る会、学校評議員会	引き継ぎ情報の共有・共通理解